日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2016.11.06
No.16-021

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

2016 年末闘争　不当解雇 許さない！

整理解雇者の職場復帰等に向けて

乗員組合・機長組合・客乗組合統一要求で取り組む

統一要求

1. 被解雇者に関する要求

① 職場復帰を希望する被解雇者については、組合との協議に基づいて、全員を職場復帰させること。

② 復帰に当たっては、年齢や長期にわたる業務離脱を勘案し、十分な手厚い訓練を行うこと。

③ 病気等の理由で原職への復帰が適わない被解雇者については、組合との協議に基づいて地上の職場における雇用を確保すること。

④ 年齢などにより職場復帰が適わない被解雇者については、組合との協議に基づいて何らかの補償を行うこと。

2. 希望退職者・特別早期退職者の再雇用に関する要求

職場の人員不足に起因する高稼働、過酷な勤務を改善し全ての乗務員が健康で安心して働ける職場とするために、再雇用を希望する希望退職者・特別早期退職者に、再雇用への道筋をつけること。

3. 解雇問題の円満解決に関する要求

不当労働行為事件を含めた争議状態を円満に解決する為に、被解雇組合員や組合が受けた多大な不利益や負担を補填すること。

4. 労使関係の正常化に関する要求

2010 年12 月31 日付整理解雇が、労使の信頼関係を阻害しただけでなく、職場からの経営に対する信頼感も大きく損なったことを率直に認め、争議解決を通じて、労使関係の正常化、職場の信頼感の再構築、安全運航の推進に全力を挙げること。

乗員速報 63-034　　ILO 追加情報

10月26日 第七回口頭弁論マタハラ裁判報告

2016年10月26日　東京地裁　第七回マタハラ裁判

2016年10月26日　第七回マタハラ裁判　報告集会

10 月 26 日、東京地裁で第七回マタハラ裁判口頭弁論が行われ、裁判開始前の宣伝行動や報告集会に多くの支援者が集まりました。

裁判では、今後の証拠調べに向けての証人尋問日程と証人採用について弁論が行われました。原告側は、神野さん本人、妊娠中の軽減地上業務制度に詳しいキャビンクルーユニオン(CCU)組合役員、地上業務に付いた経験の有る客室乗務員

の三名の証人申請を行いました。会社側は、職場のグループ長を申請しました。
また、原告側弁護士は「大企業の日本航空には、妊娠中に軽減できる地上業務は沢山有ること、『妊娠中の客室乗務員がどの様な地上業務に付いたか』実績について会社側が資料を提出すること」を求めました。
次回の第八回口頭弁論は 12 月 28 日（水）11 時から 527 号法廷に決定され、証人尋問の予定日（最終決定は今後）は 2017 年 1 月 20 日午前午後とされました。

皆さん　2016 年度も
カンパ支援・取り組み参加　宜しくお願い致します

今後の日程

＊宣伝行動・各地集会：私たちはあきらめない!!!
原告団 HP 日程参照

＊東京地裁：12 月 28 日(水)
マタハラ裁判　第八回口頭弁論
527 号法廷　11:00～
報告集会予定あり

＊「JAL CA マタニティハラスメント是正裁判
未来の飛んでる（みらとん）ママを支える会」

会則　・**9 月 2 日要請書**　・**お願い・署名用紙**

＊山口 宏弥氏 著書紹介：「安全な翼を求めて」

アマゾン書評

・詳細は、枠内をクリックして御覧下さい。